

令和8年第1回

東濃西部広域行政事務組合議会定例会

議 案

令和8年1月29日

議 事 日 程

令和8年1月29日(木曜日)

午前10時00分開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議第 1 号 東濃西部看護師資格取得支援修学資金の返還免除に関する条例を制定するについて

第 4 議第 2 号 東濃西部広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正するについて

第 5 議第 3 号 東濃西部少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて

第 6 議第 4 号 東濃地域医師確保奨学資金等貸付条例の一部を改正するについて

第 7 議第 5 号 東濃西部広域行政事務組合分担金条例の一部を改正するについて

第 8 議第 6 号 令和7年度東濃西部広域行政事務組合一般会計補正予算(第1号)

第 9 議第 7 号 令和7年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計補正予算(第2号)

第 10 議第 8 号 令和7年度東濃西部少年センター事業特別会計補正予算(第1号)

第 11 議第 9 号 令和7年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)

第 12 議第 10 号 令和7年度東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)

第 13 議第 11 号 令和7年度東濃西部地域消費生活相談事業特別会計補正予算(第1号)

第 14 議第 12 号 令和8年度東濃西部広域行政事務組合一般会計予算

第 15 議第 13 号 令和8年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計予算

第 16 議第 14 号 令和8年度東濃西部少年センター事業特別会計予算

第 17 議第 15 号 令和8年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計予算

第 18 議第 16 号 令和8年度東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計予算

第 19 議第 17 号 令和8年度東濃西部地域消費生活相談事業特別会計予算

議第 1 号

東濃西部看護師資格取得支援修学資金の返還免除に関する条例を制定するについて

東濃西部看護師資格取得支援修学資金の返還免除に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 1 月 29 日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 高 木 貴 行

東濃西部看護師資格取得支援修学資金の返還免除に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第 1 号から第 3 号までに規定する大学、学校又は看護師養成所（以下「大学等」という。）で看護師になるために必要な学科を履修する学生のうち、当該大学等に進学する直前まで多治見市、瑞浪市及び土岐市の区域（以下「圏域」という。）内に居住していた者で、将来、圏域内において看護師の業務に従事しようとするものに対して、東濃西部広域行政事務組合が修学のために貸し付けた資金（以下「修学資金」という。）の返還の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、「病院等」とは、次のいずれかに該当する場所、施設又は事業所をいう。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院又は同条第 2 項に規定する診療所
- (2) 介護保険法（平成 9 年法律第123号）第 8 条第27項に規定する介護老人福祉施設

- (3) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- (4) 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
- (5) 介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター
- (6) 介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護事業を行う事業所
(返還免除)

第3条 管理者は、修学資金の貸付けを受けた者が、当該修学資金の貸付けの条件である看護師として、圏域内の病院等において業務に従事したときは、規則で定めるところにより、修学資金の返還債務（履行期が到来していないものに限る。以下同じ。）の全部又は一部を免除することができる。

2 管理者は、修学資金の貸付けを受けた者が死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により看護師の業務に従事することができなくなったときは、規則で定めるところにより、修学資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 2 号

東濃西部広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正するについて

東濃西部広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年条例第5号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 8 年 1 月 29 日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 高 木 貴 行

東濃西部広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

第 1 条第 1 項中「及び東濃西部広域行政事務組合個人情報保護条例（平成17年条例第 4 号。以下「個人情報保護条例」という。）第34条」を「、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第 3 項において準用する同条第 1 項並びに東濃西部広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 6 号）第45条及び第50条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 3 号

東濃西部少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて

東濃西部少年センターの設置及び管理に関する条例（平成10年条例第2号）の一部を次のように改正するものとする。

令和8年1月29日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 高 木 貴 行

東濃西部少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第2条第2号中「多治見市豊岡町1丁目55番地」を「多治見市日ノ出町2丁目15番地」に改める。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

議第 4 号

東濃地域医師確保奨学資金等貸付条例の一部を改正するについて

東濃地域医師確保奨学資金等貸付条例（平成20年条例第 1 号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 8 年 1 月 29 日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 高 木 貴 行

東濃地域医師確保奨学資金等貸付条例の一部を改正する条例

第12条第 2 号に次のただし書を加える。

ただし、管理者が特に認める場合を除き、専門研修の期間又は大学院の在学期間は 3 年を超えることができない。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第12条第 2 号の規定は、施行日以後に奨学資金等の貸付けの決定を受けた者から適用し、施行日前に奨学資金等の貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。

議第 5 号

東濃西部広域行政事務組合分担金条例の一部を改正するについて

東濃西部広域行政事務組合分担金条例（平成11年条例第 3 号）の一部を次のように改正するものとする。

東濃西部広域行政事務組合
管理者 多治見市長 高 木 貴 行

東濃西部広域行政事務組合分担金条例の一部を改正する条例

第 2 条の表中東濃西部看護師等確保修学資金貸付事業負担金の項の次に次のように加える。

東濃西部看護師資格取得支援修学 資金貸付事業負担金	人口割
------------------------------	-----

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。